

令和元年 第2回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(令和元年8月2日)

茨城県南水道企業団議会

令和元年 第2回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和元年8月2日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

日 程 第 2. 会期決定の件

日 程 第 3. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び  
剰余金の処分について

議案第 3 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1  
号）について

報告第 1 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算  
書の報告について

報告第 2 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書  
の報告について

報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足  
比率に関する報告について

日 程 第 4. 一般質問

出席議員	副議長	14番	結城	繁	議員
		1番	大越	勇一	議員
		3番	鈴木	勝利	議員
		4番	北島	登	議員
		5番	杉森	弘之	議員
		6番	柳井	哲也	議員
		7番	久米原	孝子	議員
		8番	石引	礼穂	議員
		9番	椎塚	俊裕	議員
		10番	伊藤	悦子	議員
		11番	関川	翔	議員
		12番	岩澤	信	議員
		13番	染谷	和博	議員

欠席議員	議長	2番	若泉	昌寿	議員
------	----	----	----	----	----

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
石 橋 大 輔	監 査 委 員
雑 賀 勇	事 務 所 長
秋 田 浩 樹	次 長
野 中 治	次 長 兼 会 計 課 長
山 本 信 之	経 営 企 画 課 長
川 井 克 治	業 務 課 長
倉 島 正 彦	給 水 課 長
本 多 裕 之	施 設 課 長
腰 塚 信 行	配 水 課 長

---

茨城県南水道企業団議会事務局

野 友 省 男	局 長
小 嶋 哲 夫	係 長
谷 田 昇 明	書 記

---

令和元年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議案第 1 号 茨城県南水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

議案第 3 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

令和元年第2回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議員	質問の要旨
1 北島 登	1 議案第3号、令和元年度補正予算について 1. 債務負担行為の内容について 2. 前回の契約との比較 入札において、落札率、予定価格との差額は 3. 委託業務は仕様書通りに執行されたか
2 伊藤 悦子	1 議案第2号、平成30年度決算について 1. 審査意見書について ①有収率の向上と漏水対策について ②普及率の向上について 2. 浄水費について ①引き下げの要望について ②30年度決算における契約水量と実質使用量の差について 3. 30年度決算における鉛管、石綿管の改修実績について

## 一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 北島 登	<p>1 経営戦略プランについて</p> <p>1. 料金体系の見直しについて</p> <p style="padding-left: 20px;">①料金のシミュレーションの条件はどのようなものか</p> <p style="padding-left: 20px;">②市民の負担の増額は、また、標準家庭、5 m<sup>3</sup>の使用量の家庭、10m<sup>3</sup>の使用量の家庭の水道料金の増減</p> <p>2. ハッ場ダム維持費にかかる負担金について</p> <p>3. 市民の負担軽減について</p> <p>4. 水道運営審議会への諮問項目</p> <p>5. 水道運営審議会の答申の時期及びスケジュール</p> <p>2 水道事業の広域化について</p> <p>1. 水道法改正以降の広域連携検討会議の動向</p> <p>2. 県南水道企業団として広域化、民営化に反対という意思に変わりはないか</p>
2 伊藤 悦子	<p>1 経営戦略プランについて</p> <p>1. 水道運営審議会について</p> <p style="padding-left: 20px;">①目的は</p> <p>2. 災害対策・危機管理体制の強化について</p> <p style="padding-left: 20px;">①耐震化計画の策定について</p> <p style="padding-left: 20px;">②危機管理マニュアルについて</p> <p>2 料金値上げはしない事について</p>

---

午後 1時30分 開 会

---

**○結城 繁 副議長**

皆さんこんにちは。猛暑の中ですが、それでは、ただいまから令和元年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数13名、若泉昌寿議長より欠席の通告がありました。定足数に達していますので会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 会議録署名議員の指名

**○結城 繁 副議長**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、13番、染谷和博議員、1番、大越勇一議員、兩名を指名いたします。

---

◇日程第2 会期決定の件

**○結城 繁 副議長**

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○結城 繁 副議長**

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◇日程第3 議案第1号～議案第3号、報告第1号～報告第3号

**○結城 繁 副議長**

日程第3、議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

**○藤井信吾 企業長**

本日は、令和元年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらず、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。4月26日に厚生労働省の専門委員会は、水道の基盤を強化するための基本方針案をまとめました。その中身は、水道事業者に対し、3年から5年ごとに財政収支の検証を行い、料金見直しをルール化することにより、人口減少による収入減や老朽化した水道管更新費用の財源確保等、諸問題の解決を図るものがあります。

当企業団におきましても、この後、議案ともなっております平成30年度の決算において、営業収支でマイナスを計上する状況となっております。また、老朽管の更新につきましても、平成29年度末の時点で、石綿管の残存距離が約53キロメートル、ビニル管の残存距離が約290キロメートル、全体の管路延長に対する耐震管の布設進捗率も8.3%となっております。

水道料金につきましては、平成28年度の厚生労働省の資料によりますと、全国の約33%に当たる水道事業体が、給水の経費を料金収入だけで賄うことができない状況にあると発表されております。こういった状況を反映して、日本水道協会の調査によりますと、全国の水道事業体の家庭用の月20立方メートル使用した場合の平均料金は、ここ5年間で135円の値上がりの傾向を示しています。

また、老朽管の更新につきましては、内閣府から発表された首都直下地震の被害想定によりますと、マグニチュード7の地震が今後30年間に於いて70%の確率で発生するとされており、その際、当企業団の給水区域の一部も震度6の揺れが生じると想定をされており、早急な更新が喫緊の課題ともなっております。

この更新事業を支えるため、今後、私の諮問のもとに、水道運営審議会が開催される予定となっております。その中では、財政の見通し等も審議、検討される予定であります。そこでの答申は、後日、議会の皆様にもご報告させていただくことにもなりますので、その際は、慎重なるご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に上程をいたしました案件は、議案3件、報告3件の計6件でございます。

それでは、各案件の概要を説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、主に2点の改正点があります。1点目は、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率10%への引き上げに伴い、水道料金の改定を行うものです。水道事業においては、民間の事業者と同様に、一事業者として消費税の申告納付の義務があります。消費税は、最終消費者が負担するという基本原則を踏まえ、円滑かつ適正に転嫁することとなっております。この原則に基づき改正を行うものでございます。

2点目は、学校教育法及び技術士法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の有すべき資格について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号は、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余

金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は10万6,815戸となり、前年度末より1,593戸の増となりました。給水人口は24万3,270人で、普及率は85.2%となっております。年間総給水量については2,586万6,144立方メートルで、前年度より33万8,007立方メートルの増となりました。有収率につきましては89.9%で、前年度より1.1ポイントの減となりました。

次に、財務の決算状況について申し上げます。まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は55億4,677万5,640円、総費用については52億788万6,438円となり、損益は3億3,888万9,202円の純利益であります。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収支ともに税込み額で、収入は12億7,758万4,904円、支出については23億2,723万7,212円となっており、翌年度への繰り越し工事資金6億242万8,544円を除く資本的収入額に対し資本的支出額に不足する額16億5,208万852円は、過年度分損益勘定留保資金6億9,665万8,714円、繰り越し工事資金7億836万5,400円、減債積立金1億297万3,581円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4,408万2,887円で補填いたしております。

次に、剰余金の処分案についてであります。未処分利益剰余金5億1,186万3,053円については、全額を資本金へ組み入れするものであります。

次に、議案第3号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、令和2年度以降にわたる業務委託について、今年度中に契約することが望ましいもの1件について、新たに債務負担行為として定めるものであります。

続きまして、報告第1号は、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本件は、若柴配水場更新事業を目的とした建設改良費の予算18億1,610万9,600円を、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同条同項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等28件で7億6,274万6,200円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成30年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をす

るものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○結城 繁 副議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

#### ○石橋大輔 代表監査委員

平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査について、審査意見を申し上げます。

まず、審査の概要です。令和元年6月10日、当企業団会議室におきまして審査を行いました。この審査に当たっては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、当企業団水道事業の運営が法第30条の趣旨に従っているかどうかを主眼として実施いたしました。

次に、審査の結果です。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

総括事項。当企業団の収支状況は、総収益が55億4,677万5,640円に対し、総費用は52億788万6,438円であり、3億3,888万9,202円の純利益となりました。しかし、現金を伴わない利益である長期前受金戻し入れ、控除後の数値においては、9,170万1,452円の損失でした。

減益の主な要因として、収入としては、給水収益が345万730円の減、加入金が1,346万7,598円の減、支出においては、退職給付費が6,891万1,202円の増、猛暑が影響した受水費1,693万8,369円及び動力費631万4,816円の増などが挙げられます。また、減価償却費は3,089万880円の増、固定資産除却費は2,351万2,023円の増となっており、これらについては、今後においても施設更新が進む上で、この傾向が続くものと予想されます。

財務状況については、主要な財務比率を見ると、安全性を示す資金残高対給水収益比率が111.3%、また、年間の資金繰りを示す流動比率は655.8%、短期支払い能力を示す当座比率については579.9%と引き続き良好な状態が維持されているものと判断されます。給水収益を有収水量で除した1立方メートル当たりの給水収益を示す供給単価は206円76銭となり、営業用や団体用と比較して単価が低い家事用水量の割合が増加しているため、穏やかな減少が続いています。

また、経常費用を有収水量で除した1立方メートル当たりの給水原価は205円52銭となり、経常費用の50%を占める受水費を削減することができないため、給水原価をこれ以上抑えることが困難となっております。安心安全な水を安定して利用者へ供給するために、適正な水道料金を設定し、経常費用を給水収益で補える状態にする必要があると考えます。

審査意見。依然として経年管路の更新率が上がらないのは、当企業団の抱える一つの課題であり、経営戦略プランに掲げる管の更新や施設整備計画を実施していくことが求められます。そのために、企業債借り入れと自己資金のバランスをとりつつ財源を確保しなくてはならず、長期的に人口減少による収益減少が見込まれる中においては、35年間見直されていない水道料金についても改定を検討しなくてはいけない時期に来ているものと考えます。適正な料金体系及び料金水準の改定を検討願います。

水道事業の根幹とも言える事業経営に大きく影響する有収率は、89.9%と前年より1.1ポイント下がっています。猛暑の影響で水質維持をするために水を循環させたことによる一時的なものと考えますが、給水収益の増加が見込めない状況下においては、引き続き漏水対策を推進し、有収率の向上及び安定した供給体制の確立を図っていただきたいと存じます。

入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で93.5%でした。今後においても、入札契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努めてください。

普及率については、平成31年3月において85.2%となっており、平成25年3月の83.5%から改善しているものの、まだ全国平均の最新データ93.8%には劣る状況です。水道料金の改定について、ご利用者様の理解を得るためにも引き続き普及促進に向けて不断の努力を継続願います。以上でございます。

#### ○結城 繁 副議長

結果報告ありがとうございました。

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

石橋監査委員、所用のため退席といたします。

休 憩 午後 1時46分

---

再 開 午後 1時47分

#### ○結城 繁 副議長

それでは、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

日本共産党、北島 登です。発言通告に基づいて質疑を行います。

議案第3号、令和元年度補正予算について、その中での債務負担行為の内容について、その概要、これを説明してほしい。

それから、前回の契約入札において、予定価格に比べて非常に低い額で落札されたと聞いておりますが、県南水道企業団の水道事業会計規定第100条2項5号には、最低制限価格に関する事項とあり、最低価格が決められていたのかどうか、そして落札率、予定価格との差額はどうか、こういうことを質問します。

それから、委託業務、これは仕様書どおりにきっちり執行されたかどうか、低価格の落札で危惧されるのは、仕様書どおりに業務が執行されるかどうかということです。必要な技術者がきちんと配置されているか、点検、メンテナンスの業務が仕様書から逸脱することがなかったか、ともすれば、より安く行うために人員を仕様書どおりに配置しないとか、あるいは、人件費節約のために必要な技術者を配置しないとかいうことが行われている場合もあります。そして、非正規労働者、非常に低い労賃でやっている場合もあります。こういった問題に対してどのように対応していたのか、それを質問します。以上です。

○結城 繁 副議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

< 雑賀 勇 事務所長 登壇 >

○雑賀 勇 事務所長

北島議員のご質問にお答えいたします。

この補正予算は、限度額を5億2,800万円に定め、来年度からの配水場等水道施設管理業務委託について、債務負担行為を行えるようにするものであります。

業務委託の内容についてですが、履行期間としては令和2年度から令和6年度までで、主な項目として、運転操作監視業務、施設保全管理業務、その他技術業務、水質保全管理業務と外注委託であります。

今回の委託で、安全でおいしい水の向上を目指し、今までの業務に加え、水質保全管理業務、別途にて外注委託していた法定電気設備点検業務及び次亜塩素酸ナトリウム発注業務を含めて、一括発注することで経費を抑えることができると考え、追加するものであります。

次に、前回との契約との比較については、入札後ではないと比較はできませんが、前回契約の落札率は54%となっております。予定価格3億5,764万2,000円に対し、落札価格1億9,332万円で、差額は1億6,432万2,000円でした。

最低価格は決めていたかというご質問でございますが、当企業団としては決めておりませんでした。

次に、委託業務は仕様書どおり執行されたのかとのご質問ですが、各項目の人員配置及び点検業務、業務報告書等が仕様書及び特記仕様書どおり執行されております。以上であります。

○結城 繁 副議長

答弁が終わりました。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

1点だけお聞きします。今度の入札において、最低価格を決めるおつもりなのかどうか、そして今後、最近よく決められている公契約条例というようなものに基づく規定をつくるおつもりがあるかどうか、済みません、1点だけと言いましたけれども、2点お願いします。

○結城 繁 副議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

北島議員のご質問にお答えいたします。

今年度の入札においては、最低価格についても決めるつもりは、今年度はありません。

公契約条例の制定についても、今年度は考えておりません。以上であります。

○結城 繁 副議長

答弁が終わりました。

<最低制限価格と発言する者あり>

○結城 繁 副議長

では、訂正お願いいたします。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

済みません、今の訂正いたします。最低制限価格については決定するつもりはございません。

○4番（北島 登 議員）

済みません、私のほうも間違っていましたので、訂正お願いできたらと思います。

○結城 繁 副議長

では、北島 登議員、訂正しますか。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

失礼します。先ほどの質問の中で、私、最低価格と申しましたが、最低制限価格というふうに訂正をお願いいたします。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

次に、通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

### ○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして質疑を行います。

議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてです。

初めに、審査意見についてです。審査意見書は、水道料金の改定を言っていますが、これは認めるわけにはいかないと初めに表明をいたします。

1点目です。1点目は有収率についてです。審査意見は、有収率は事業経営に大きく影響し、89.9%と前年より1.1ポイント下がっているが、猛暑の影響による水質維持のための水の循環によるもので一時的と考えているが、給水収益の増加が見込めない状況において、引き続き漏水対策を推進し、有収率の向上及び安定した供給体制の確立を図っていただきたいとあります。有収率を上げるには漏水対策が重要です。漏水の現況をお聞きします。

また、企業団として、有収率向上に向けての目標指数はありますか。

さらに、漏水を減らす対策の取り組みをお聞きいたします。

2点目、普及率についてです。普及率は、平成31年3月において85.2%となっていますが、全国平均の最新データは93.3%で、これは平成30年の3月ですね、には劣る状況である、料金改定について利用者の理解を得るためにも、普及促進に向けての不断の努力の継続をされたいとあります。普及率についての目標指数はありますか。

また、普及率の向上についての現在の取り組みをお聞きします。普及率向上に向けての新たな取り組みについてもお聞きをいたします。

3点目です。浄水費についてです。浄水費は、30年度決算においても、水道事業費用に占める割合は48.9%です。経費の約半分、ほとんどが水の仕入れになっています。高い水道料金の原因です。浄水費の引き下げが求められます。浄水費の引き下げについて、県への要望の取り組みについてお聞きします。

また、県企業局へ県南広域用水供給事業の情報公開を求めるということでしたが、その進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、30年度決算における契約水量と実質使用量の差についてです。

また、使用していない水量と金額は幾らになりますか。

3番目です。3番目に、平成30年度決算におけます鉛管、石綿管の改修実績と今後の改修計画についてお聞きをいたします。

### ○結城 繁 副議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

### ○雑賀 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、有収率の向上と漏水の現状とのことですが、平成30年度は、道路漏水が344件、宅地内漏水が144件の合計488件、本年度は7月中旬までに、道路漏水が54件、宅地内漏水17件の合計71件発生しております。

次に、有収率の向上に向けての目標数値はありますかとのことですが、数値的には設定しておりません。有収率の向上については、漏水の早期発見、修理することが重要であると考えます。日ごろから、職員による業務中の移動時など、常に漏水の発見を心がけ、また、住民等から漏水の通報の際は早急に修理を行うよう努めております。

次に、漏水を減らす対策の取り組みといたしましては、平成29年度から業務委託で、地表に出てこない漏水を発見するために漏水調査を行っております。平成30年度には、利根町布川水系地区を対象に漏水調査を行い、15件の漏水を発見、修理し、利根町全体の有収率が4.5%向上しております。今年度も、引き続き漏水の統計上多い牛久市刈谷地区、南地区の漏水調査業務委託を発注し、実施しております。今後においても、漏水の早期修繕及び老朽管の更新を進めることで、有収率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、普及率の向上についてであります。目標指数については数値的な設定はございません。普及率の向上についての現在の取り組みについては、毎年6月の水道週間の期間中に上水道が整備されている地区で地下水を利用している家庭を対象に、職員が個別訪問して上水道へ切りかえの加入促進を行い、普及率の向上に努めているところであります。

今後につきましても、新規工事施工時における水道加入促進の住民説明会や職員の個別訪問による加入促進、ホームページ等における加入促進PRを実施してまいりたいと考えております。

次に、県に対する引き下げ要望についてであります。県南地区受水8団体の連盟による料金値下げ要望については、平成22年度より当企業団、つくば市、土浦市が幹事団体となり、東日本大震災があった年を除き、毎年、茨城県知事及び茨城県企業局長に対して要望書を提出しております。今年度は、つくば市が幹事団体として提出することが決まっております。

当企業団の単独の要望書については、企業局が現在策定中の令和2年度から3年間の料金設定が示される時期に県南広域用水供給事業の事業内容を精査し、契約水量の見直しについて要望してまいります。

次に、平成30年度決算における契約水量と実質使用水量の差についてであります。平成30年度の実績は、1日最大給水量が7万8,961立方メートルでありますので、契約水量9万375立方メートルに対して、その差は1万1,414立方メートルとなります。この水量の

差について、現行の基本料金で相当額を算出いたしますと、税抜きで約1億7,000万円となります。

次に、平成30年度決算における鉛給水管と石綿管等の改修等の今後の改修計画についてありますが、平成30年度は515件の鉛給水管の布設替工事を行い、平成31年3月31日現在の残存数は6,874件であります。また、石綿管については2,174メートルの布設替工事を実施し、残存距離は5万671メートルとなります。地区別の残存距離内訳は、取手市が2万3,169メートル、牛久市が2万2,515メートル、龍ヶ崎市が4,987メートルです。

また、今後の布設替計画につきましては、経営戦略プランに基づき、鉛給水管の布設替工事を年約500件、石綿管の布設替工事は約5,000メートルを更新目標として計画しております。以上であります。

**○結城 繁 副議長**

答弁が終わりました。

それでは、これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

---

◇討論

**○結城 繁 副議長**

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。反対の方。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

**○10番（伊藤悦子 議員）**

日本共産党の伊藤悦子です。議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について反対討論を行います。

市民生活は、諸物価の値上がりで暮らしが大変になっています。本来、水道法の目的は、清浄にして低廉な水の供給を図ることです。高い水道料金の引き下げを求める声が高まっています。

今決算においても、水道料金の引き下げにつながっていません。30億円の内部留保金があるといいます。こういうものを使い、市民の期待に応じて、水道料金引き下げを求めて議案第2号の反対討論といたします。

**○結城 繁 副議長**

次に、賛成の方の発言を許します。ありませんか。

<発言する者なし>

**○結城 繁 副議長**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

4番、どっちですか。

○4番（北島 登 議員）

反対討論。

○結城 繁 副議長

討論なしと認め、討論終了しております。

---

◇採決

○結城 繁 副議長

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○結城 繁 副議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○結城 繁 副議長

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○結城 繁 副議長

全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

◇日程第4 一般質問

○結城 繁 副議長

次に、日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

日本共産党、北島 登です。

まず、経営プランについて。今度の経営プランは、料金体系見直し、これが最大の課題だというふうに思います。昨年12月に水道法が改正され、水道事業の広域化、民営化がで

きるようになりました。ヨーロッパ諸国では、民営化によって水道料金が数倍になったり、施設の管理がずさんで水質の悪化なども起こり、多くの国で再公営化が進められています。運営権を取り戻すために莫大な資金を負担しなければならなかったところもあります。今、水道事業は大きな岐路に立っています。

茨城県南水道企業団水道事業経営戦略プランが、ことし3月に発表されました。2020年度から2029年度までの10年間の計画、課題として水道施設の更新、配水管の更新など、課題が上げられ、収支バランスをとるため、水道料金の2段階での20%もの値上げが明記されています。市民にとって大きな負担となる値上げについて、どのように認識しているのか、料金はどのようなシミュレーションの条件によってこの20%という数字を出したのか、お聞きします。

続いて、2点目は、八ッ場ダム維持費にかかる負担金についてです。過大な水需要予測によって計画された八ッ場ダムの本体のコンクリート打設が6月に終わり、秋には試験湛水、試験的に水をためるということが行われる予定です。そして、来年に供用開始されようとしています。八ッ場ダムの維持費の負担は、ことしの第1回議会で示されていますが、再度どのようになるのか確認したい。また、霞ヶ浦導水路の負担はどうなるのでしょうか。

次に、3点目です。水道運営審議会への諮問項目、経営戦略プランの最大の検討課題は料金体系の見直しにあるように思えますが、今度から開かれる水道運営審議会の審議は、値上げありきとなつてはいけない、市民の負担をどう軽減するのか審議してもらおうことが大事だと思いますが、水道運営審議会には、どのような項目を諮問するのでしょうか。

そして4点目に、水道運営審議会の答申の時期及びスケジュール、この審議会は、委員の意見だけでなく、多くの市民の意見を集約し、検討することが大事と考えます。結論を急ぐのではなく、十分な時間が与えられるべきですが、いつ開催され、そしていつごろ答申を出そうとしているのか、審議会の開催頻度はどの程度か、これを伺います。

あと、最後に、市民負担の軽減の検討、国の政策は水道事業の広域化、民営化に向かっています。県も、それに沿った方向に向かうような動きだと聞いております。その先には、水道事業の破綻の危険があると思います。ヨーロッパの例が示しているとおりです。

水道法が改正されて以降、県の動きはどうか。県西広域と県南広域の統合について、これまでの議会の中でも統合には反対という県南水道企業団のこれまでの立場に変わりはないかどうか、確認をお願いします。

## ○結城 繁 副議長

答弁を求めます。野中 治次長。

<野中 治 次長 登壇>

## ○野中 治 次長

北島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、料金体系の見直しということで、料金のシミュレーションの条件についてであ

りますが、一般的な条件といたしましては、用途別か口径別の選択、基本水量の有無、基本料金の従量料金の配分、料金単価の逡増度の設定などがあります。

今後の水道運営審議会では、当企業団の現状や他事業体との比較、全国的な傾向などについても示しながら、さまざまなパターンを用いて検討していただく必要があると考えております。

次に、市民の負担の増額と家事用における水道料金の増減についてであります。今回策定した経営戦略プランでは、財政状況の健全性を確保した上で、計画している更新工事を実施していくためには、給水収益をどのくらい増加させる必要があるかを示しております。詳細な料金体系等につきましては、先ほど申し上げました料金のシミュレーションの条件を審議会の中で検討していただくこととなります。

したがいまして、市民の負担額や料金改定を行った場合の比較につきましては、他の財源も含め、これらの検討過程において算出していくこととなりますので、現時点では、はっきりとした数字でお答えできない状況であります。

次に、ハツ場ダム維持費にかかる負担金についてであります。茨城県企業局に問い合わせたところ、国から正確な金額を提示されるのが、早くても今月下旬ということを確認しております。その上で、あくまでも県企業局が想定している金額ですが、県南広域用水供給事業としては、毎年3億8,000万円の負担増が見込まれるとのこと。内訳につきましては、管理負担金が令和2年度から1億3,500万円、減価償却費が令和3年度から2億4,500万円発生する見込みとのこと。

次に、市民の負担軽減についてであります。当企業団では、これまで経費削減や収益向上につながる取り組みを継続的に実施しており、また、量水器使用料金の廃止や給水加入金の見直しなど、利用者の負担軽減策についても実施してまいりました。今後につきましては、より健全な水道事業を将来世代に引き継いでいくためにも、更新事業を先送りせず、現役世代にも応分の負担を求めていくことも含め検討し、世代間負担の公平を図ることが重要であると考えております。

次に、水道運営審議会の諮問項目についてであります。経営戦略プランの内容を踏まえますと、老朽化した施設が増加している中で、これらの更新工事を計画的に実施していくためには、どのように財源を確保していくのかといったことを検討していただく必要があるのではないかと考えております。

次に、水道運営審議会の答申の時期及びスケジュールについてであります。第1回の審議会は8月30日を予定しており、その後、おおむね二、三カ月に1度の頻度で開催し、審議委員の任期が2年ということもありますので、2年以内には答申を出していただく予定であります。

次に、水道法改正以降の広域連携検討会議の動向についてであります。茨城県におきましては、国からの要請に基づき、既に平成29年度より広域連携検討に係る会議を定期的

に開催しており、当企業団としてもこれに参加しております。本年10月の改正水道法施行によって、水道事業における広域連携の推進が明文化され、正式な国の制度として運用されていくこととなります。

広域連携に係る主な改正内容につきましては、国、都道府県、水道事業者などの関係者の責務の明確化と、それぞれが行うべき施策について規定されることとなりました。これにより、都道府県は引き続き広域化を推進していく役割となりますが、本年1月に、総務省及び厚生労働省から都道府県に示された水道広域化推進プランの令和4年度末までの策定要請を受け、茨城県では、広域連携の効果や方向性について検討を続けることとしています。

また、法改正により、国、都道府県、水道事業者などは、水道の基盤強化に関する責務を負うこととなります。茨城県におきましては、みずからの基盤強化のために県南と県西の水道用水供給事業の統合を目指し、これまでの水平統合に加えて、末端給水事業との垂直統合も視野に入れて検討するとの方向性が示されています。

次に、県水道用水供給事業における広域化と企業団として民営化にどのように取り組んでいくのかということですが、まず、茨城県の動向といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、本年5月に開催された広域連携検討会議におきまして、改めて県南広域と県西広域の水道用水供給事業の統合を目指すとの説明がございました。統合した場合、数年後には料金も統一されることとなりますが、県南広域より料金設定が高額な県西広域との統合となることから、統合後の受水費が現状の県南広域の水準より高額になることを懸念しており、引き続き反対の立場に変わりはありません。

具体的な方向性につきましては、茨城県が現在行っている水需要調査が完了し、県南西地域水道基盤強化計画が作成され次第、示されることとなりますが、内容を精査しながら今後の動向を注視してまいります。

また、民営化に反対という意思に変わりはないかについてですが、当企業団といたしましては、技術継承や職員育成により、職員の技術力を向上させる土台が構築できております。これらを進めていくことにより、民間業者による経営に頼らずとも、効率的で質の高いサービスを提供することが可能であると考えておりますので、事業の民営化やコンセッション方式の導入は検討しておりません。以上であります。

## ○結城 繁 副議長

では、補足答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹 次長 登壇>

## ○秋田浩樹 次長

1点補足させていただきます。八ッ場ダムの維持費にかかる負担金については、先ほど申し上げましたとおりであります。霞ヶ浦導水事業については、県南広域用水供給事業では負担金は発生しませんのでご報告申し上げます。以上です。

○結城 繁 副議長

答弁が終わりました。2回目ですね。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

今回の30年度の決算書、それから総合プランを見ても、これから将来、水道事業、経営的に、財政的に非常に厳しいものがあるというふうに私自身も思っております。その上で、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと定めています。そこには、住民の福祉の増進を目的と規定する地方自治法と共通するものです。企業経営において、安易に住民への負担をふやすことなく、あらゆる角度から検討すべきと思います。そこで、例えば企業団の構成団体の一般会計からの繰り入れを要請する考えがあるかどうか、これをお伺いいたします。

○結城 繁 副議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹 次長 登壇>

○秋田浩樹 次長

北島議員のご質問にお答えいたします。

一般会計からの繰り入れを構成市町に要請する気があるのかについてであります。当企業団といたしましては、独立採算制や受益者負担の原則に基づいて、一般会計において負担すべき経費以外については、水道事業の経営に伴う収入によって補う必要があると考えております。

現在は、総務省から示されている繰り入れ基準に沿って、消火栓の設置及び維持補修に係る経費や児童手当の給付に要する経費などは繰り入れを行うこととしていますが、基準を超える必要以上の繰り入れを構成市町に求めることは考えておりません。以上です。

○結城 繁 副議長

答弁が終わりました。3回目は。

○4番（北島 登 議員）

ないです。

○結城 繁 副議長

これで北島 登議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従い、一般質問を行います。

当企業団は、ことし3月に平成32年度から41年度までの10年間の計画期間で、茨城県南

水道企業団経営戦略プランを策定しています。これは、平成24年に策定した地域水道ビジョンを見直す、これまでの人口動態や水需要の減少傾向、施設の老朽化の進行などで拡張を前提とした施策から維持管理、更新の施策が求められること、また近年の大災害に対する危機管理対策の必要があると、長期的な視点による理想の将来像を実現するための方向性や取り組みを盛り込んだ施策と言えます。

しかし、同時に、計画期間内に現行の20%増程度の水道料金の改定を行うとあります。これは非常に市民にとって大きな影響を与えることです。改めて、20%増の料金改定は認められないことを申し上げ、経営戦略プランについてお聞きします。

初めに、今後の企業団の運営について、水道運営審議会を設置し、この8月30日に第1回の審議会を開くといいます。改めて、この審議会の目的をお聞きいたします。

また次に、災害対策、危機管理体制の強化についてです。近年、大規模な自然災害が発生しています。平成23年3月の東日本大震災時には、当企業団も水道施設に甚大な被害を受けました。県送水管破裂により、減圧、断水がありました。戦略プランには、災害対策を抜本的に見直した危機管理対策を講じる必要があるとあります。

1点目です。配水管や配水場の耐震化が求められます。耐震化率の現状と耐震化計画が必要です。その策定期間についてお聞きいたします。

2点目に、危機管理マニュアルについてです。平成24年度に危機管理マニュアルを策定していますが、大きな見直しはしていないとのこと。精査や訓練が求められます。現在のマニュアルの課題はありますか。また、精査や講習訓練の実施について、具体的な計画についてお聞きいたします。

プランには、災害以外でもあらゆるリスクに対応可能なBCP、事業継続計画としても活用できるマニュアルの策定を目指すとあります。内容と策定期間をお聞きいたします。

3点目です。水道料金を値上げしないことについてです。経営戦略プランでは、収支計画のうち、財源についての説明の水道料金収入には、収支均衡策として、計画期間内に現行の20%増程度の水道料金改定が必要とあります。今でも高い水道料金です。値上げなんてとんでもないというのが利用者の声です。そこでお聞きいたします。20%の値上げと言います。経営戦略プランの水道料金収入の推移を見ますと、令和4年と令和9年に料金収入が上がっています。具体的な説明をお願いいたします。

20%の水道料金の値上げは、市民生活にとって非常に大変です。この市民生活への影響について、どのように考えているのでしょうか。水道は、公共の福祉として、あくまでも安全かつ低料金の提供が原則です。今でも高い水道料金です。上げないことを求めますが、いかがでしょうか。

## ○結城 繁 副議長

答弁を求めます。野中 治次長。

<野中 治 次長 登壇>

## ○野中 治 次長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

水道運営審議会の開催の目的であります。水道運営審議会は企業長の諮問に応じて、水道事業の重要な事項について調査及び協議を行うものと定められており、このたびの審議会開催におきましても、経営戦略プランをもとに今後の事業運営について広く意見を求めることとなります。

次に、災害対策、危機管理体制の強化ということで、まず耐震化計画の策定についてでございます。

耐震基準に適合しているか確認されていない配水池や建物については、順次、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震化の改修を進めます。管路についても、平成30年度末時点での耐震化率9.6%を上げるべく、当企業団の最優先課題である石綿管の布設替えを初めとして、老朽管から耐震化を進める方向でおります。また、耐震化計画の策定期間につきましては、令和5年度ごろまでをめどに策定していきたいと考えております。

次に、危機管理マニュアルについてでございますが、策定済みのマニュアルについては、被害想定として、地震災害、風水害、水質汚染事故を対象として策定されております。現在、これらに施設事故、管路事故、テロ、濁水などについても被害の想定を追加して、見直しを行っているところであり、今年度中の改訂を目指しております。

また、優先的に実施すべき業務を中断させず、たとえ中断しても、できるだけ早期に復旧を図る、いわゆるBCP、事業継続計画についても考慮した上で策定を進めております。これらを踏まえ、講習や実効性のある訓練を通してマニュアルを周知徹底することで、危機管理体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、料金値上げはしないことについてでございますが、経営戦略プランでは、老朽化した施設を最低限更新するためには、10年間で245億円が必要となると試算しました。人口減少や節水器具の普及などにより、水需要、給水収益の減少が予想される中、その財源について検討してきました。

最初に上げられるのが企業債になります。将来世代にツケを回さないように、上限目標を決めて借入れを行ってまいります。企業債だけに頼ると、5年後には上限目標を超えてしまいます。そこで、出ていく費用を抑えるために、さらなる経費削減の努力をすることになりますが、平成19年度に経営検討委員会を立ち上げ、経費削減に取り組んできましたが、費用の50%以上を占める受水費が大きく影響し、これ以上費用を抑えることが困難になっています。このようなことから、計画したプランを実行するためには、水道運営審議会からの答申や当議会での議論を踏まえた上で、料金改定を行わなければならないと考えております。

先送りするほど施設は古くなり、値上げ幅が大きくなってまいります。料金の値上げを行った場合には、受益者負担の原則から、水道使用者の皆様にはご負担をおかけすること

になりますが、安心安全な水を安定して供給するためにも、給水収益で補える状態にすることが適切であり、料金改定をしていくことが必要であると考えております。以上であります。

**○結城 繁 副議長**

答弁が終わりました。2回目、10番、伊藤悦子議員。

＜10番、伊藤悦子議員 登壇＞

**○10番（伊藤悦子 議員）**

2回目の質問を行います。

まず、水道運営審議会についてです。目的はわかりましたが、やはり聞いていますと、経営戦略プランに沿ってということですので、間違えればというか、私の感想では水道値上げありき、その理由を審議することになるのではないかとというふうに考えますけれども、運営について、もう少し具体的にお話をお願いいたします。

次に、耐震化計画の策定についてです。先ほどのご答弁では、策定は令和5年となっております。4年先になるわけですが、現在、県内でも地震の発生率は多く感じるこのごろです。策定を早めることはできないかどうか、お伺いをいたします。

次に、水道料金の値上げをしないことについてです。今後の施設の老朽化、また人口が減ることなどを想定しますと、どうしても値上げをせざるを得ないというようなお話でしたが、しかし、今までの経営の中において、やはり県南水道企業団の運営の仕方にも、大きな修理を先送りしてきた、こういうこともあるんだというふうには思います。

先ほども言いましたけれども、利用者は値上げはとんでもないと言っています。節約に節約を重ねているのに、これ以上どこを削ればいいのか、こういう声です。水は余っているのに、県は、むだな八ッ場ダム開発事業の費用を水道料金に上乗せしようとしています。県企業局は、平成29年度決算において、県南広域事業は20億円の黒字です。この黒字を県の浄水費を下げることによって、利用者に還元すべきです。

また、県との浄水費の契約を実態に合わせた水量にすること、石綿管や鉛管の更新は急がれています。こうした水道管の更新に対し、国の補助金はわずか25%です。この引き上げを国に求めながら、市民負担の増す水道料金の値上げは行わないよう強く要望をするものです。

また、先ほども言いましたように、企業団の30億円の留保金があるということですので、こういうものを使って、市民の水道料金引き上げしないように、さらに強く要望をするものです。

**○結城 繁 副議長**

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

＜秋田浩樹 次長 登壇＞

**○秋田浩樹 次長**

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

審議会が料金値上げありきで開催されるのではないかについてですが、審議会は、あくまで審議委員の皆様の意見を募り審議していただくものであり、当企業団としては、現状の事業運営に関する説明と経営戦略プランに沿った今後の収支見通しや施設の更新の必要性についてお示しをしながら、専門家や一般市民、企業の方々、それぞれの知識や立場に基づいた意見を求めるものであり、決して結論ありきで開催するものではありません。

以上のように、審議会の中で当企業団の現状をご理解いただき、さまざまな施策を示し、十分に議論していただいた上で、審議会としての答申をいただくこととなります。

次に、耐震化計画の策定を早めることについてであります。経営戦略プランにおいて、今後10年間の更新対象としている石綿管やビニル管以外の非耐震管も対象とする計画となります。

しかしながら、現在は、これまで先延ばしにしてきた石綿管の更新を優先していかなければならないため、石綿管を更新することで全体の耐震化率を向上させるという状況になっております。

したがって、今後につきましては、石綿管の更新状況や財政状況の動向を見据えて、より実現性を見込んだ上で、ほかの管種も含めた耐震化計画を策定したいと考えております。以上でございます。

**○結城 繁 副議長**

答弁が終わりました。

それでは、これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全て終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

---

**○結城 繁 副議長**

今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

令和元年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

---

午後 3時43分 閉会

---

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和元年 8 月 2 日

茨城県南水道企業団議会

副議長

結城 繁

会議録署名議員

議員 13 番

栗谷 和博

議員 1 番

大越 勇一